

令和8年第7回 伊仙町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年7月17日（金）午前10:00～

2. 開催場所 役場3階 大会議室（教育委員会側）

3. 農業委員（12人）

会 長 1 番	宮永 誠	副会長 7 番	
2 番	欠 員	9 番	
3 番		10 番	實 穰二
4 番	田中 秀樹	11 番	政岡 廣子
5 番	義山 太志	12 番	柿山 あゆみ
6 番	藤島 正廣	13 番	中 佐奈枝
8 番	富本 太地	14 番	欠 員

農地利用最適化推進委員

1 番		4 番	
2 番	幸山 真悟	5 番	
3 番		6 番	

4. 欠 席 委 員 3 番 福山 宣太、9 番 樺山 哲博（2名）
 欠席推進委員 1 番 琉 将士、3 番 常 隆造 4 番 實村 秀樹
 5 番 東 翼 6 番 重 翔太（5名）

5. 議事日程

日程第1 議事録署名人の選出

日程第2 議案第1号 農地法第3条許可申請について （12件）

日程第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法 （3件）
 農地中間管理事業について

その他

事務局 おはようございます。ちょっと定刻をすぎましたが始めたいと思います。
令和8年第7回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。初めに会長よりご挨拶をお願いします。

会長 【会長挨拶】
それでは最後の総会ですが、皆様方の慎重審議の上、承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局 本日は農業委員12名中名の10名の委員が参加されておりますので総会は成立いたします。また、推進委員が6名中1名出席されています。それでは会議規則により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事を会長の方でお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名員、及び会議書記の指名を行います。伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 それでは議事録署名員は田中委員、中委員をお願いします。なお本日の会議書記には事務局職員の大西氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。それでは日程第2 議案第1号 農地法第3条許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案の説明に入る前に修正をお願いいたします。一覧表をご覧ください。受付番号56号の⑤⑥については先般、担当委員と現地確認をしたところ現況が山林となっており、耕作が不能であるため今回取り下げをお願いしました。次に受付番号54号の⑪⑫ですが、こちらも先般、担当委員と現地を確認したところ、現地の場所がわからないということで、今回、こちらも取り下げになりました。次に受付番号58号について、㊸に関しては1枚畑になってて、中が2筆にわかれてるんですけど、登記名義人が別の方になっていましたので、こちらも取り下げをお願いしております。そして裏を見ていただいて、農業経営基盤強化促進法 農地中間管理事業についてですが、受付番号31、32、33号に関しては、今回取り下げをさせていただきます。31号に関しましては、契約者の出し手となる方が契約への理解が今回得られなかったため、今回取り下げとなりました。32、33号も同じく出し手となる方の理解が得られなかったため、取り下げとなりました。それでは修正した議案第1号 農地法第3条許可申請に

ついて議案の朗読と説明を行います。

【議案の朗読と説明】

議 長 それでは只今の説明に関連して受付番号５３号を担当委員より現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

政岡委員 農地法第３条許可申請５３号について説明いたします。先日、宮永委員と幸山推進委員と共に調査した結果、農地法第３条第２項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。なお畑の状況といたしましては、飼料作物が植えてあります。

宮永委員 農地法第３条許可申請５３号につきましては、只今、政岡委員のご説明の通りでございますので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 これより受付番号５３号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので採決いたします。受付番号５３号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

宮永委員 全員賛成ですので受付番号５３号は原案の通り決定いたしました。次に受付番号４９号につきましては私の方からご説明いたします。農地法第３条許可申請４９号については、先日、政岡委員、幸山推進委員と共に調査の結果、農地法第３条第２項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。なお、現況はキビの株出しが植えつけられています。

政岡委員 ４９号については、只今の宮永委員のご説明の通りです。よろしくお願いいたします。

議 長 これより受付番号４９号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので採決いたします。受付番号４９号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので受付番号４９号は原案の通り決定しました。次に受付番号５５号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

義山委員 先日、富本委員と幸山推進委員と調査した結果、何も問題ないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。現況といたしましてはサトウキビが植えられていました。

富本委員 只今、義山委員のご説明の通りです。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 これより受付番号５５号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので採決いたします。受付番号５５号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので受付番号５５号は原案の通り決定しました。次に受付番号５４号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

田中委員 ５４号についてご説明します。先般、福山委員と共に調査した結果、申請書の通りで、何も問題ありませんでした。⑦⑧⑨⑩全てサトウキビでした。以上です。

議 長 これより受付番号５４号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので採決いたします。受付番号５４号について、修正案のとおり決定す

ることに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので受付番号５４号は原案の通り決定しました。次に受付番号５０号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

中 委 員 農地法第３条許可申請５０号についてご説明いたします。先日、福山委員と重推進委員と共に調査した結果、農地法第３条第２項各号に抵触しませんので、皆様のご審議をよろしく願いいたします。現況としましてはサトウキビ収穫後、次は馬鈴薯を植える予定とのことでした。以上です。

議 長 これより受付番号５０号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので採決いたします。受付番号５０号について、原案の通り、また一部修正案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので受付番号５０号は原案の通り決定しました。次に受付番号５８号、５９号について一括して担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

義山委員 ５８号、５９号について一括してご説明します。先日、中委員と重推進委員と事務局と共に調査した結果、何ら問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく願いいたします。５８号については夏植えとサトウキビが植えてありました。５９号は耕されてきれいな畑になっていました。以上です。

中 委 員 只今、義山委員のご説明の通りです。皆様方のご審議をよろしく願いします。

議 長 これより受付番号５８、５９号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので採決いたします。受付番号５８号、５９号について、一部修正案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので受付番号５８号、５９号は一部修正案の通り決定しました。次に受付番号５７号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

實 委 員 農地法第３条許可申請５７号について説明いたします。先般、柿山委員と共に調査した結果、何ら問題ないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。現況としましては、二つの畑を一つにまとめてありました。草を植えてありました。

柿山委員 只今、實委員の説明の通りです。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 これより受付番号５７号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので採決いたします。受付番号５７号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので受付番号５７号は原案の通り決定しました。次に受付番号６０号、５１号、５２号について一括して担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします

柿山委員 農地法第３条許可申請６０号、５１号、５２号についてご説明します。先日、實委員と東推進委員と共に調査した結果、農地法第３条第２項各号に抵触いたしませんので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。なお、現況といたしましては、６０号の㉔の畑は隣接する本人名義の畑と合わせて３反ほどの一枚畑にしてありました。サトウキビが植えてありました。５１号は㉗㉘ともに牛の草が植えてありました。５２号は㉙から㉚まですべて牛の草が植えてありました。以上です。

實 委 員 只今の説明の通りです。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 これより受付番号６０号、５１号、５２号について質疑に入りますが、何かご意

見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので採決いたします。受付番号60号、51、号52号について、原案または一部修正案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので受付番号60号、51号、52号は原案の通り、一部修正案の通り決定しました。これで日程第2 議案第1号 農地法第3条許可申請についてを終了します。次に日程第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法農地中間管理事業についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農業経営基盤強化促進法農地中間管理事業について1議案3件です。

【議案の説明と朗読】

議 長 それでは受付番号30号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

藤島委員 福山委員は欠席のため、私から農業経営基盤強化促進事業30号について説明いたします。先般、担当委員で調査しました。その結果、状況は夏植えのサトウキビが植えてありました。上泉棚は何筆もあるようですが一枚畑です。よろしくお願いいたします。

議 長 これより受付番号30号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【意義なし】

議 長 無いようですので採決いたします。受付番号30号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので受付番号30号は原案の通り決定しました。次に受付番号34号、35号について一括して担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

田中委員 34号、35号について説明いたします。先日、担当委員と調査した結果、申請書の通りです。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。34号はかぼちゃを植える予定。35号はキビが植え付けられていました。以上です。

議長 これより受付番号34号、35号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号34号、35号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号34号、35号は原案の通り決定しました。これで日程第3議案第2号 農業経営基盤強化促進法 農地中間事業についてを終了します。これで議案は全て終了いたしました。